

学校いじめ防止基本方針

安来市立南小学校

1 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、教職員一人一人が「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的認識である。

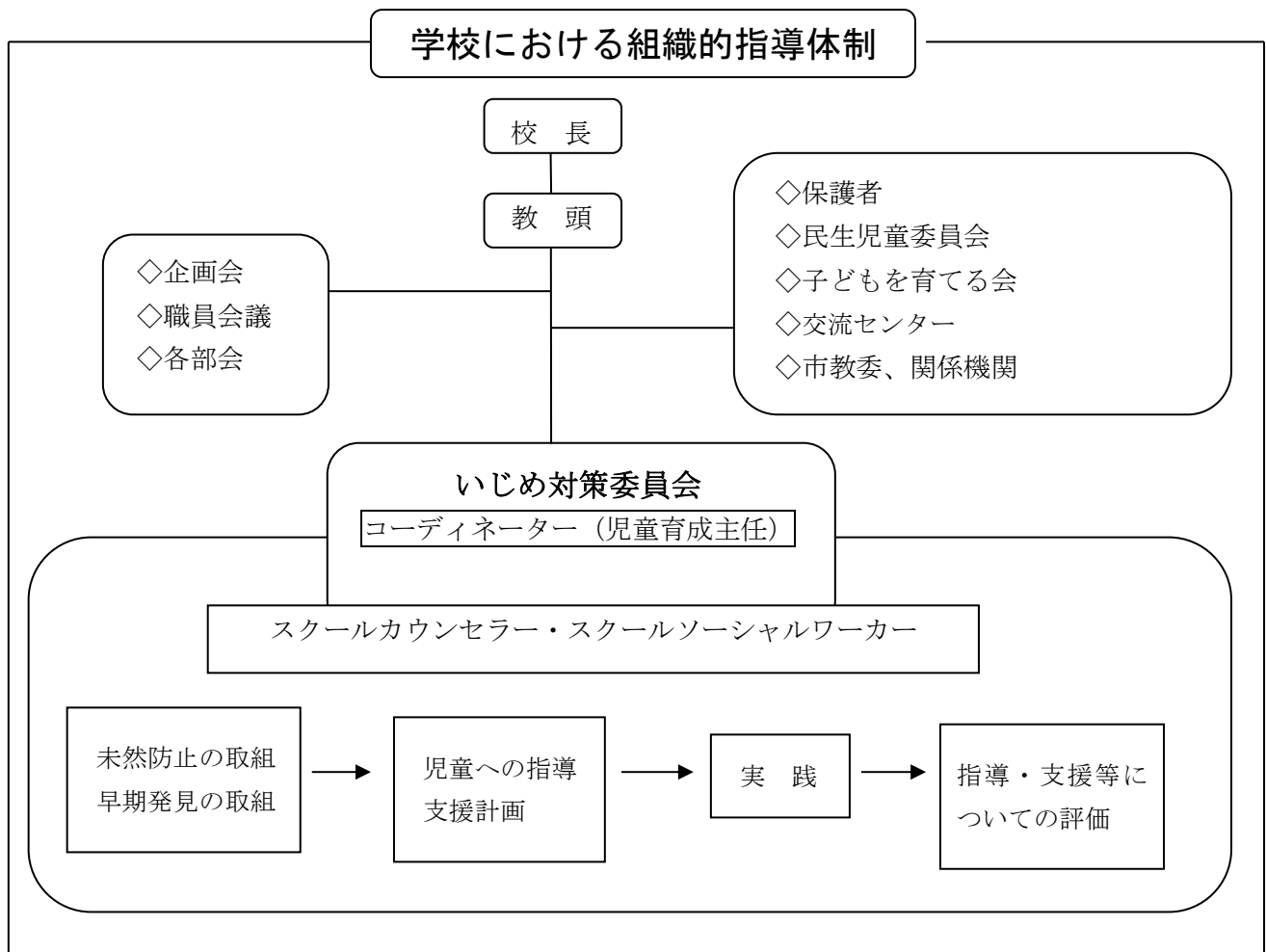
- ① いじめはどの子にも、起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめる側の問題であって、いじめられる側には何も問題がない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規にも抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ 教師の醸し出す雰囲気や態度がいじめに大きな影響を与える。
- ⑧ いじめは発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
- ⑨ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの定義

学校では、いじめられた児童の立場に立つことが大切であり、表面的・形式的に「いじめ」に当たるか否かを判断することがないようにしなければならない。そして、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたらなければならない。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。【いじめ防止対策推進法 第2条に照らし】

- ◇「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◇「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。



(1) いじめ対策委員会の設置

- ・校長、教頭、教務主任、児童育成主任、児童支援教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置し、全体をコーディネートするいじめ問題担当者（児童育成主任）を位置づける。
- ・適切に市教育委員会をはじめ、外部専門機関の助言を得つつも機能的に運用できるように構成員全体の会議と日常的な関係者会議に役割分担をしておく。
- ・重大事態の調査のための組織について教育委員会と連携のもと、学校が調査を行う場合はこの組織を母体としつつ当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える。

(2) いじめ対策委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割（未然防止）
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割（早期発見）
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
(いじめの早期発見・事案対処)
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・ いじめ被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

いじめの防止等に関する措置（ネット上のいじめを含む）

1 いじめの未然防止のための方針と具体的取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。別紙〈いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント〉を活用し学校の取組について評価し、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

（１）互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通し、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育てていくために「心の居場所づくり」に努めなければならない。

児童は、周りの環境に大きな影響を受ける。とりわけ、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対し愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力になる。

①子どもたちのまなざしと信頼

教職員の何気ない言動により、児童は傷ついたり結果としていじめを助長したりすることがある。教職員は子どもたちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが大切である。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり相談したり気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、自他と関わる機会を工夫し、それぞれのちがいを認める仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役にたった」という経験をしたり、教職員の温かい言葉がけにより「認められた」という思いをもったりすることにより、自己肯定感が育っていく。

④子どもたちの主体的な参加による活動

児童会や学級による自発的、自治的な活動で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることも必要である。

（２）命や人権を尊重しながら豊かな心を育てる教育活動の推進

① 人権・同和教育の推進

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを

子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権・同和教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の果たす役割は大きい。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、いじめを許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

③ 体験活動の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかし、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少ない現在、発達段階に応じ、地域の人・もの・ことを活用した体験的な活動（ふるさと教育）を体系的に展開し、教育活動に取り入れていくことが必要である。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の推進

他者と関わる生活体験や社会体験が少ない現在、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要である。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くため、グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどを取り入れた教育活動を行うことが大切である。

（3）保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうため、公開授業でいじめ問題を扱ったり、保護者研修会の開催や学校・学級だよりおよび、学校HP等による広報活動を積極的に行ったりする。

2 いじめの早期発見のための方針と具体的な取組

いじめは、早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と子どもたちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づかないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大切である。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を共有していくことが必要である。

（1）日々の観察

休み時間や放課後等、子どもたちの様子に目を配るとともに、子どもと一緒にいる機会を積極的に設ける。その際、別紙〈いじめ早期発見のためのチェックリスト（学校用）〉も活用する。

また、校内に、日常的にいじめの窓口があることを知らせる掲示を行う。

(2) 日記・連絡帳

日記・連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にすることで信頼関係を築いていくことが大切である。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) 教育相談

日常生活のなかでの教師の声がけ等、日頃から気軽に相談できる環境を作ることが大切である。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談や、スクールカウンセラーを活用した教育相談を定期的実施する。

(4) いじめ実態調査アンケート

実態に応じて随時実施することを原則としているが、学期に1回以上実施する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実態に応じて行う。

(5) アンケートQU

アンケートQUを分析・活用し、いじめ等、生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見を図るとともに、学校生活への満足度を高める教育を推進することにより、すべての児童が安心して充実した生活を過ごせる学校づくりをめざす。

(6) 保護者・地域との連携協力

学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど、地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、別紙 〈いじめ早期発見のためのチェックリスト（家庭用・地域用）〉 等を活用して、早期発見について話し合うなど、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが大切である。

民生委員や主任児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐ学校に連絡が入るよう、体制作りに努めることが必要である。

3 いじめに対する対応についての方針と具体的取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年部及び学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 本人からの訴え
- 児童（本人を除く）からの情報
- 児童の保護者からの情報
- 地域住民等からの情報
- その他

【いじめの報告】（いじめ対策委員会の招集）

○把握者→ 学級担任等→ いじめ対策委員会（児童育成主任→ 教頭→ 校長）

【事実確認・分析・方針決定】（いじめ対策委員会の開催）

- 事実関係の把握・分析（背景も含めて）
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解
- 関係機関との連携

【いじめへの対処】

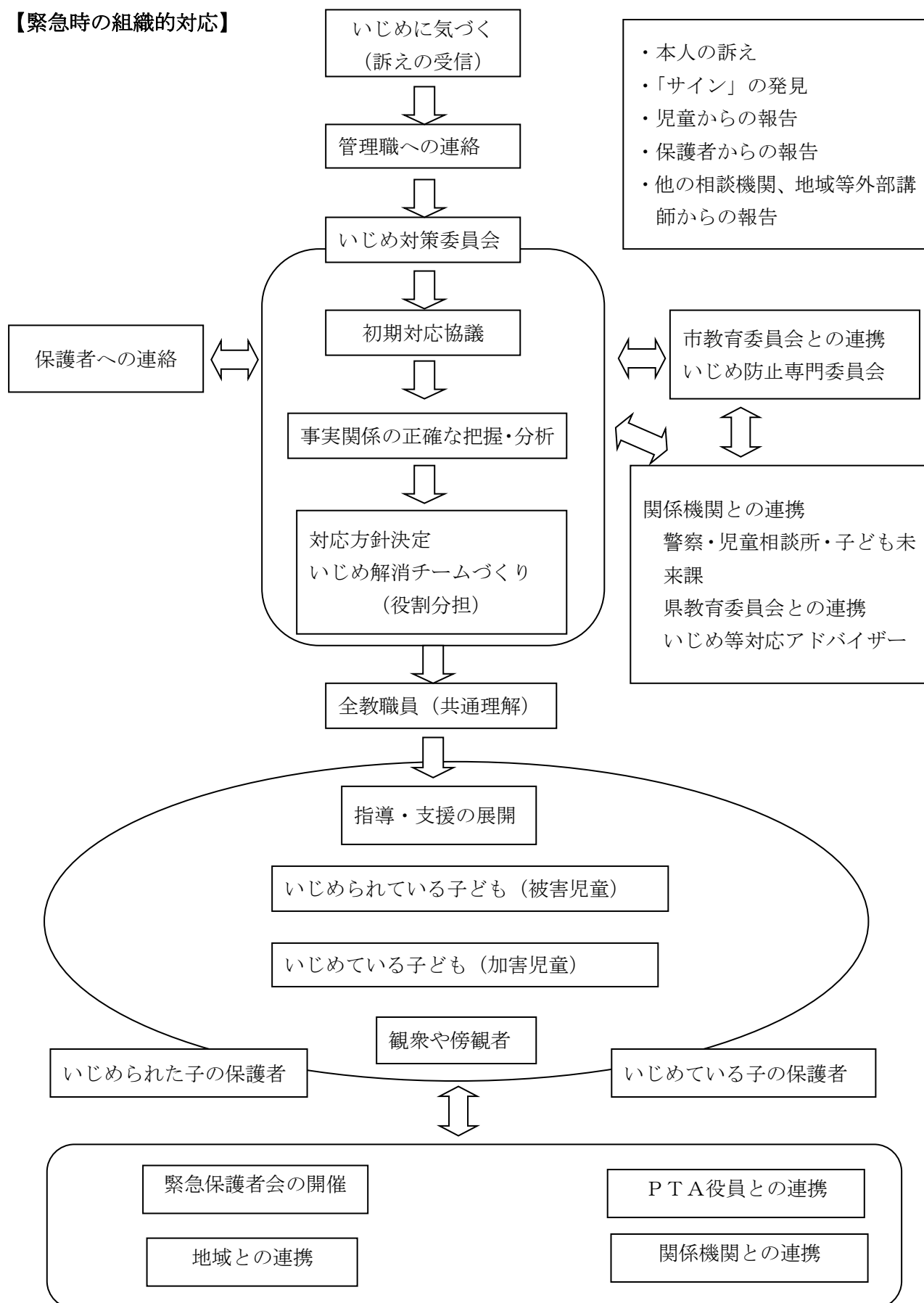
- いじめを受けた児童への支援
- いじめを行った児童への指導
- 周囲の児童への働きかけ
- いじめを受けた児童の保護者への支援
- 教育委員会への報告
- いじめを行った児童の保護者への助言
- 教育委員会対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- 全教職員による共通理解

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校 内	○いじめの行為から、徹底して守り通す。 ○安全確保のための巡視体制を強化する。 ○いじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	○他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解させる。 ○いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ○不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	○周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ○いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 ○自分の問題としてとらえ、いじめをなくすために、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	○いじめに関する事実経過を説明する。 ○今後の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	○事実経過を説明し、家庭による指導を要請する。 ○いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	○当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> ・事実の整理、指導方針の再確認 ・外部の専門家による助言 ○学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 ・児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 ○全教職員による共通理解 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の居場所づくり、絆づくりなど、学級経営の見直し ・豊かな心を育てる指導の工夫 ・わかる授業の展開や、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ・アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ・PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の育成 |
|--|---|---|

【緊急時の組織的対応】



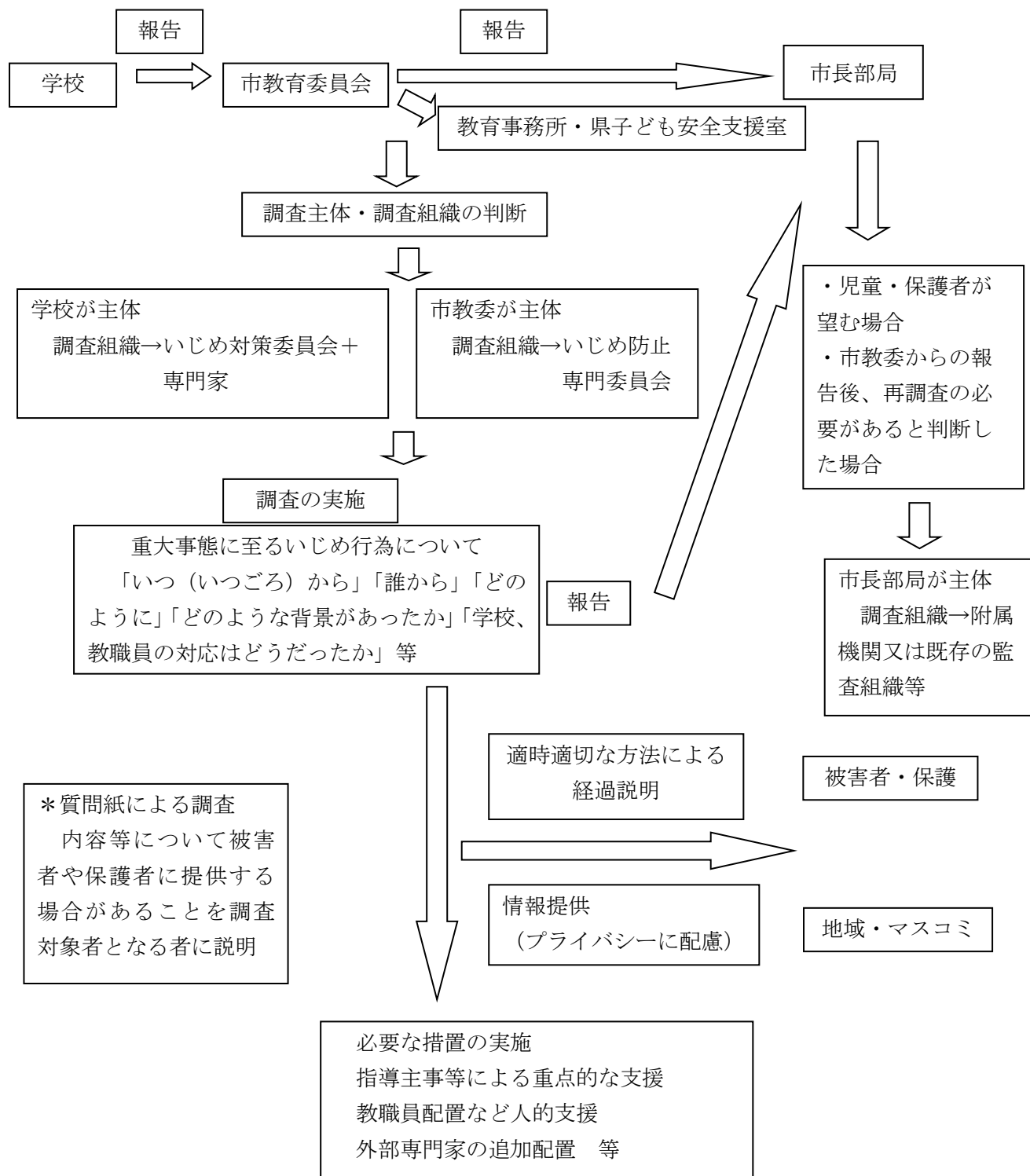
【重大事態への対応】

重大事態（いじめ防止対策推進法第28条1項）

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
- (2) いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、直ちに警察に相談・報告を行う

（いじめ防止対策推進法第23条第6項）



《いじめが起こった際の組織的な対応の留意点》

(1) 迅速かつ慎重な対応

基本的に、情報が入ってから方針決定まで時間をおかないようにする。

いじめの態様によっては把握した状況をもとに十分協議し慎重に対応する。

被害児童の安全確保については最優先とする。

さ … 最悪を想定して	し … 慎重に
す … 速やかに	せ … 誠意を持って
そ … 組織で	

(2) いじめ発見時に把握すべき情報

◇だれがだれをいじめているか …………… 【加害者と被害者の確認】

◇いつ、どこで起こったか …………… 【時間と場所の確認】

◇どんな内容のいじめか どんな被害を受けたのか …………… 【内容】

◇いじめのきっかけは何か …………… 【背景と要因】

◇いつ頃からか、どのくらい続いているのか …………… 【期間】

*子どもの個人情報、その扱いに十分注意すること

(3) 教育委員会との連携

- ・学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、問題解決に向けての指導助言等の支援を受ける。
- ・解決が困難な事案については、必要に応じ教育委員会が主導し、警察や福祉関係等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、連携して早期の解決を目指す。

〈出席停止措置について〉

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会と連携のうえ、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。
(学校教育法 35 条)

〈就学校の指定の変更や区域外就学について〉

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば教育委員会との連記のうえ、就学校の指定の変更や区域外指定について弾力的に対応する必要がある。

保護者から市の他の小学校や他の市町等の学校に就学先を変更したい旨の申し出があれば、市教育委員会と十分に協議する。

(4) 警察との連携

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報する。

(5) 重大ないじめ（重大事態）への対応

- ・速やかに教育委員会に報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応する。
- ・事案によっては、学校、学年保護者会の必要性について検討・判断し、当事者の同意を受けたうえで、PTA 執行部との連携を図りながら説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ・マスコミ対応が必要な場合は、教育委員会と連携のうえ、対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。

(6) 地域等その他の関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者・家庭の要因が考えられる場合には、子ども未来課や福祉課、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

【ネット上のいじめについて】

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(例) メール・ブログ・チェーンメール・学校非公式サイト・SNS動画共有サイトによる

(1) 未然防止のために

子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

【保護者会等で伝えたいこと】

〈未然防止の観点から〉

- フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るルール作りを行うこと、特に携帯電話をもたせる必要性について検討する。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識をもつこと

〈早期発見の観点から〉

- 家庭ではメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に学校に連絡すること

(2) 早期発見・早期対応のために

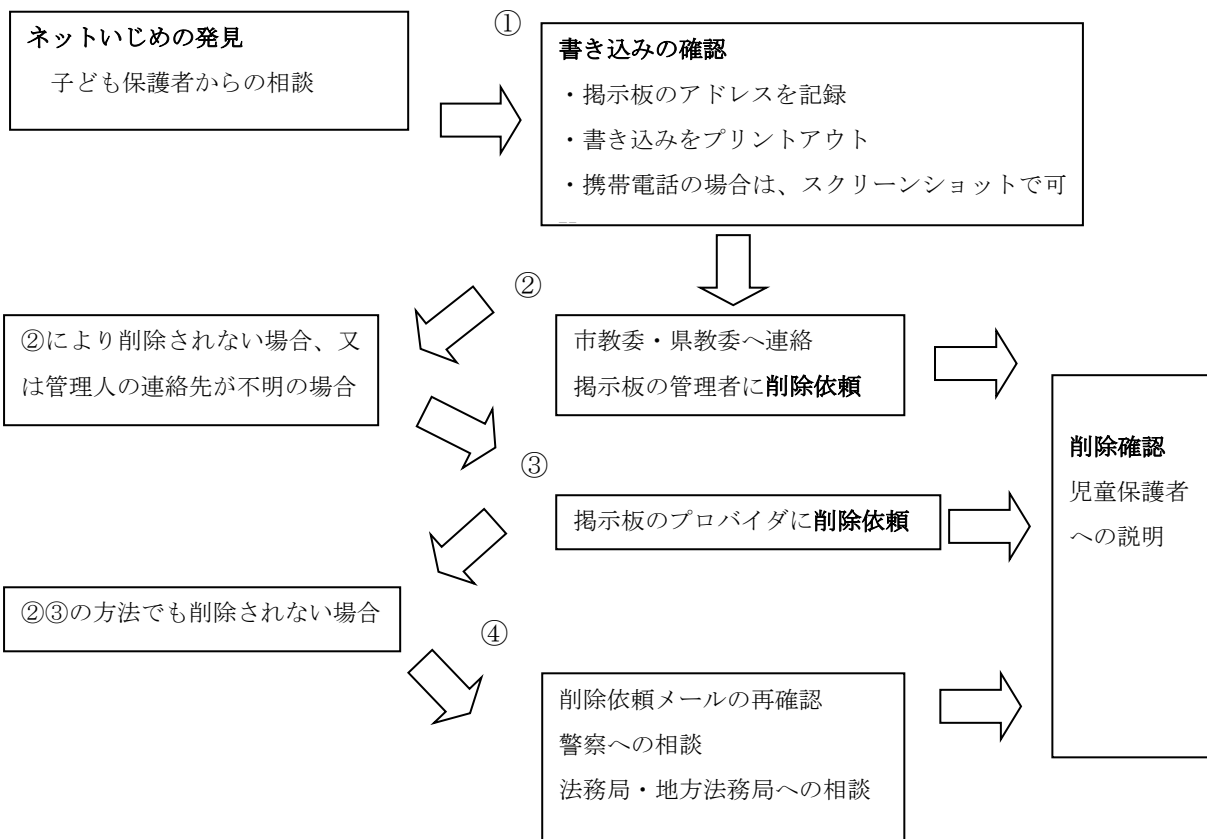
【関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応】

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む
- 警察等の専門機関と連携を図って取り組む。

【書き込みや画像の削除にむけて】

- 被害の拡大を防ぐため、書き込み等の削除を迅速に行う。
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されることを理解させる。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることを理解させる。

【書き込み等の削除の手順】



令和 5 年度

学校いじめ防止基本方針

安来市立南小学校